

細 則

(弔慰金)

1. 会員もしくは同一生計世帯の弔事に際しては1件 5,000 円の弔慰金を支出する。

(見舞金)

1. 会員の主たる住居が全焼した場合は1件 5,000 円の見舞金を支出する。

(表 彰)

1. 役員が退任した時は記念品を贈る。
2. 会長の場合は理事会において決定する。

(防災基金)

1. 大地震等天災により生活が脅かされることを考慮して防災のための資金を毎年会費より積立てる。
2. この防災基金を万一の使用については理事会の承認を得るものとする。
ただし緊急の場合は正副会長会議の決定により使用できるが、後日理事会の承認を得なければならない。

(自治会運営協力基金)

1. 人災、天災等により自治会の運営が滑脱に行えるための基金を設立し、毎年寄付金および会費より積立てる。
2. この自治会運営協力基金は理事会の決議により使用できる。

(地域振興基金)

1. 地域振興活動に資する器材等を準備調達するための基金を設立し、毎年寄付金および会費より積立てる。
2. この地域振興基金は理事会の決議により使用できる。

(附 則)

この細則は昭和 31 年 6 月 17 日より施行する
この細則は平成 27 年 4 月 25 日一部変更する